

作成年月日	平成 1 8 年 9 月 2 6 日
作成課	企画管理部企画調整局財政課

平成 19 年度の予算編成について

我が国経済は、原油価格の動向に注意が必要なものの、企業部門の好調さが家計部門に波及しており、回復傾向が続くと見込まれます。しかしながら、国の地方財政収支によると、地方税、地方交付税などの一般財源総額は前年並みに止まるなど、大幅な歳入の増加は見込めない状況にあります。

このようななか、三位一体の改革、市町合併の進展等を踏まえ、今後は、国、県、市町の役割分担を明確にし、真に県が実施しなければならない事業を見極め、事務事業の一層の選択を進め、限られた財源を真に県民の優先度の高い事業に充当していかなければなりません。

このため、平成 19 年度は、「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み」に基づいて改革に取り組むことはもとより、定員・給与、行政施策など行財政全般にわたり徹底した見直しを行い、改革のさらなる推進に取り組んでいきますので、各部局におかれては、この趣旨を十分に理解のうえ、下記の事項に留意し、予算編成の手続きを進めるようお願いします。

記

1 本県の財政事情

(平成 18 年度の状況)

平成 18 年度当初予算は、県税収入の増加が見込まれるものの、地方交付税等の減少により一般財源総額は前年度並みとなる一方、福祉関係経費や退職手当などの義務的経費が増嵩することから、「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み」に基づく県債管理基金の活用に加え、退職手当債の発行や企業会計からの借入という特別な財源対策を講じて編成し得た、極めて厳しいものである。

年度半ばを迎え、県税収入は増収が期待できるものの、地方交付税、地方特例交付金は当初予算計上額から大幅に減少する見込であり、歳出面では、義務的経費を中心に相当額の追加財政需要が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にある。

(平成 19 年度の財政見通し)

こうしたなか、平成 19 年度の本県財政を現時点で概観すると、歳入面では、本県経済の回復基調を受け、県税収入は本年度を上回ると見込まれるものの、国における来年度の地方財政収支では、地方税、地方交付税等の一般財源総額は前年度並みとされていることから、地方交付税等での減収が危惧される。

さらに、平成 18 年度に普通交付税の算定において、法人関係税が過小に算定されており、その精算額について財源措置を講じる必要がある。

一方、歳出面では、退職手当、公債費、医療費や介護給付費関係経費等、義務的経費の増加が見込まれるなど、今年度にも増して厳しい財政環境と見込まれる。

2 平成 19 年度予算編成の基本的方針

本県では、現在、平成 16 年 2 月に策定した「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み」に基づき財政運営を行っているものの、三位一体改革等に伴い地方交付税が大幅に削減されたことなどの外的要因により、見込み以上の収支不足が生じてきたことから、ここ数年は「後期 5 か年の取組み」に基づく県債の追加発行、県債管理基金の活用等に加え、退職手当債の発行、企業庁からの借入という特別な対策を講じなければ当初予算を編成し得ないという状況にある。

このうち、財源対策として活用していた県債管理基金残高は、平成 17 年度から満期一括債の償還が本格的にはじまったこともあり大幅に減少し、もはや多額の収支不足に対応できない状況になってきている。

このようなことから、可能な限り収支不足額を抑制するため、事業数の減少、県債発行の抑制等に努め、行財政全般にわたる徹底した見直しを行い、施策の「選択と集中」を徹底することにより、限られた財源の配分を重点化するなかで、「元気な兵庫づくり」の推進に努めることを基本に、予算編成を行う。

3 部単位の予算要求枠の設定

事業実施部門の長が主体的に既存事業の見直し及び新規事業の構築を進めていけるよう、昨年度に引き続き、義務的経費や見直しが困難な経費など個別要求事業を除き、部単位の設定するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、要求枠を抑制する。

【要求枠】

(1) 一般事業枠：平成 18 年度当初予算の一般事業枠及び新規事業枠(県政推進重点プログラム推進分を除く) 充当一般財源の 90%

(2) 新規事業枠：70 億円

一般行政経費：35 億円

「県政推進重点プログラム」推進経費：35 億円

(3) 県民局直接要求枠：20 億円(1 県民局あたり 2 億円)

(4) 個別事業枠：所要額要求

(対象事業)

- ・人件費、公債費、県税交付金・還付金、債務負担行為設定事業
- ・行財政構造改革推進方策記載事業
- ・法令等で負担が義務付けられており、県独自での見直しが困難な事業
- ・特別会計、企業会計(一般会計からの繰出金を含む)
- ・その他指定する事業

(5) 投資事業枠：下記の通り(事業費ベース)

- ・投資及び出資金、主要施設整備事業、災害復旧事業：所要額要求
- ・公共、国直轄、緊急地方道路事業、その他の国庫補助事業
：平成 18 年度当初予算額の 97% の範囲内
- ・県単独事業：平成 18 年度当初予算額の 97% の範囲内

4 要求にあたっての基本的事項

(1) 行財政全般にわたる徹底した見直し

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」による見直しはもとより、行財政全般にわたり、次の視点を踏まえ抜本的な見直しを行い、不要・不急の事業は廃止・中断するなど、スクラップアンドビルドを徹底し、限られた財源のなかで、真に必要な事業に重点化すること。これにより、事業数・事業規模の大幅な削減を実現し、行政コストの縮減に努めること

【見直しの視点】

3か年経過事業

- ・継続事業のうち過去3年間に事業内容等の見直しを行っていない事業は、一旦廃止し、その上で事業の必要性を検証

費用対効果

- ・人件費、起債の元利償還金等、事業に係る総コスト及びその便益を把握・比較し、費用対効果の低い事業は廃止し、その上で事業の効率性等を検証

税源移譲事業

- ・三位一体改革で税源移譲された事業は、国庫補助制度と同様の事業内容を漫然と継続するのではなく、廃止も含め制度を再検証

民間との役割分担

- ・参画と協働の推進による「新しい公」をはじめとする民間と県との役割分担を踏まえ、民間で実施できる事業は廃止し、その上で県として実施すべき事業を検証

民間活力の活用

- ・指定管理者制度に係る公募施設の拡大、民間事業者等へのアウトソーシングの拡充など、民間活力を活用すべき事業を検証

市町との役割分担

- ・市町合併に伴い市町の規模が拡大したことから、県と市町の役割分担を踏まえ、市町で実施すべき事業は廃止し、県として実施すべき事業を検証

事務事業

ア 「行財政構造改革推進方策」及び「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」において見直しが示された事務事業については、その方針に沿って見直すこと

イ 事業の原点に立ち返った見直し及び代替施策の検討を積極的に行うとともに、事業の必要性・効果・効率性・緊急性等が低下した事業は、廃止・縮小すること

ウ 予算の一律カットなどにより、漫然と事業を継続させず、事業そのものの廃止・見直しを行うこと

エ 民間事業者等の活動領域の拡大を踏まえ、公共部門が分担すべき領域と責任を明確にし、事業の見直しを行うこと

特に、民間に経営能力及び技術的能力が蓄積されている分野においては、公設民営の実施など行政サービスの提供方法における民間能力を積極的に活用して、業務執行方法の一層の効率化を図り、行政コストの縮減に努めること

- オ 補助金については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、補助の趣旨・目的・行政効果等を判断し、積極的に廃止等の見直しを行うこと
 - また、補助金を新設する場合には、既存補助金との整理を行うとともに、終期の設定を行うこと
 - さらに、補助金の統合、メニュー化、補助条件等の適正化を図ること
- カ 終期が到来した事業については廃止すること
- キ 全額国庫補助負担金で対応する事業であっても、別途人件費等の経費が生じるおそれがあることから、その状況も見定め対応すること
- ク 宝くじ収益金（国際交流推進くじ、グリーンくじ等）等、特定の財源を活用して実施してきた事業についても、上記同様に対応すること

投資事業

- ア 社会資本整備に係る事業については、事業評価を行うとともに、本県の社会資本整備の水準等を踏まえ、施策体系毎の事業費ウェイトのシフトを勘案しつつ、効率的・重点的な整備を図ること
- イ 投資事業の効率性・透明性の向上に向け、事業のスピードアップ、維持管理コストも含めた総合的なコスト縮減、既存ストックの有効活用、事業の早期段階における合意形成手続きの導入、電子入札の導入や総合評価落札方式の活用等入札契約の改善、PFI手法の積極的活用等の取組みを進めること

新規事業

- ア 新規事業については、厳しい財政環境の下で、限られた財源の中から捻出し、その重点配分を図るものであるから、既存施策との間でスクラップアンドビルドを徹底しつつ、優先順位を明確にすること
- イ 従来発想にとらわれることなく、新しい時代の要請に応えるため、斬新な視点と組織横断的な検討により、成熟社会を先導する新規事業を要求すること

(2) 定数配置の適正化

定員の見直しについては、「行財政構造改革推進方策」及び「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づき推進しているところであるが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、国家公務員及び地方公務員とも定員の5.7%を純減することが求められるなど、定員削減の取組みが公務部門全体の喫緊の課題となっている。

また、厳しい財政状況のなか、団塊の世代の退職期を迎えることを踏まえ、定員削減についても一層推進するとともに、重点的に取り組むべき政策課題に的確に対応していくため、次の視点を踏まえ、より効率的な執行体制に改めることにより、定数配置の適正化を進めること

事務事業の徹底した廃止・縮小・整理及び執行手順の簡素・合理化

事務の効率化につながるIT化の推進

NPO、NGO等も含めた民間委託の推進

市町合併の進展を踏まえた市町との機能分担の見直し

非常勤嘱託員、臨時的任用職員等の活用

現在正規職員が担当している事務についても、正規職員で担当する必要性を精査し、執行方法の見直し等について十分検討を行い、非常勤嘱託員等のさらなる活用

を図ること

新規の事務事業を行う場合には、効率的な執行方法のあり方について十分な検討を行うこと

例外的に、やむを得ず増員が必要とされる場合においても、事務執行方法の工夫等について徹底した検討を行い、その上で必要なもののみ限定することとし、その場合にあっても、原則として、各部局内でスクラップアンドビルドを徹底し、再配置により対応すること

(3) 政策評価手法の活用

成果重視の施策の展開を推進するため、政策評価手法を積極的に活用し、県政推進重点プログラムの政策目標の達成度と目標達成に向けた各種事業の有効性等を評価・検証し、事業の選択と優先順位を厳しく精査すること

また、決算における達成度を吟味し、計画通りの達成が困難な場合には、執行方法を再検討するなど、予算・決算と政策評価との一層の連携を図ること

(4) 公的施設

公的施設については、公と民、県と市町との役割分担を踏まえつつ、既存施設の廃止や移譲などの見直しを進めるとともに、指定管理者制度の導入等により、利用の促進、運営の効率化等に努めること

(5) 公社等

県行政と密接な関連のある公社等については、統廃合や経営改善の促進を図るほか、指定管理者制度の導入、特殊法人改革などの環境変化を踏まえ、OB職員やNPO等の活用、外部委託の推進、事業執行方法の見直しなどに取り組むとともに、運営の透明性の向上を図るため、情報公開や外部監査の導入を促進すること

また、県行政と公社等の事業の整合性を確保し、効果的・効率的な施策展開を図るため、公社等への委託料・補助金等の予算要求にあたっては、公社等の全体事業を明確にしたうえで、その必要性等を検証するとともに、人的支援のあり方についても検証すること